

苧田町国土強靱化地域計画

<第1版>

令和3年2月

目次

第1章 計画の概要	1
1-1 策定の背景と目的.....	1
1-2 計画の位置づけ.....	2
1-3 計画の構成.....	3
1-4 計画期間.....	3
1-5 計画策定の進め方.....	4
第2章 本計画の基本的考え方	5
2-1 基本目標.....	5
2-2 事前に備えるべき目標.....	5
2-3 想定する自然災害.....	5
2-4 リスクマネジメントによるアプローチ.....	6
2-5 総合計画との連携を踏まえた記載方法.....	6
第3章 脆弱性評価と推進方針	7
3-1 脆弱性評価と推進方針検討のプロセス.....	7
3-2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の一覧.....	8
3-3 リスクシナリオと総合計画の相関図.....	10
3-4 リスクシナリオ別の脆弱性評価と推進方針.....	14
第4章 計画の推進及び進捗管理	34
4-1 計画の推進及び進捗管理.....	34
4-2 計画の見直し.....	34

第1章 計画の概要

1-1 策定の背景と目的

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組みを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行しました。また、平成26年6月には、基本法に基づき国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定しました。これを受けて、福岡県では平成28年3月に国基本計画との調和を図りながら「福岡県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定するなど、国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けた取組みを進めているところです。

このような中、災害時において住民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっていることから、国の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「苅田町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

■ 国土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進することです。

■ 地域防災計画との違い

- 「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもので、苅田町地域防災計画として策定されています。
- 一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものです。
- そのため、強靱化の計画は、あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態をもたらす恐れのあるリスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開する強靱化の取組みの方向性・内容を取りまとめたものです。

◆ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

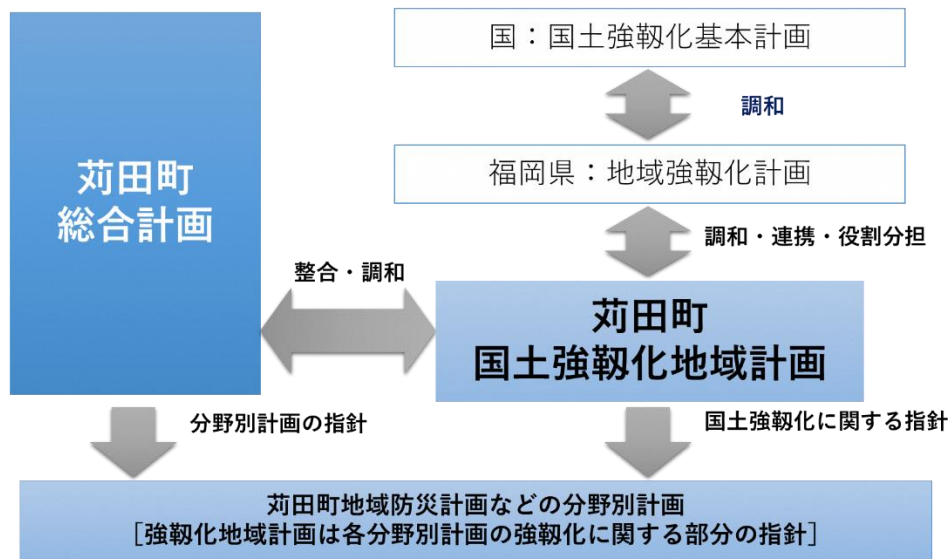
	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し 地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の 対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図る ため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの 具体的対策
施策の重点化・指標	○	—

1-2 計画の位置づけ

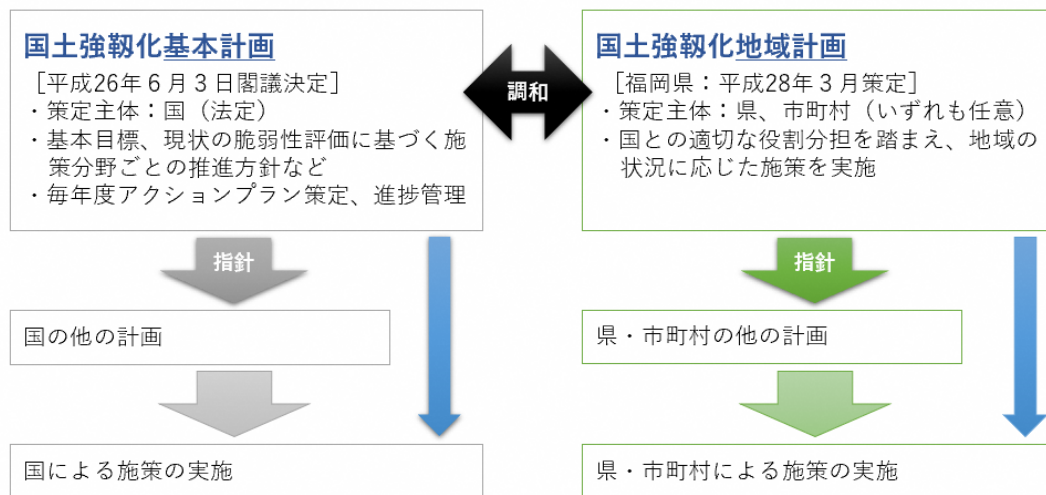
本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画です。

そのため、県地域計画が、本町を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、町政の基本方針である「苅田町総合計画」や、災害対策基本法に基づき策定した「苅田町地域防災計画」等とも整合・連携を図りながら、国土強靱化に関して、本町における様々な分野の計画等の指針となるものです。

■ 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



■ 国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

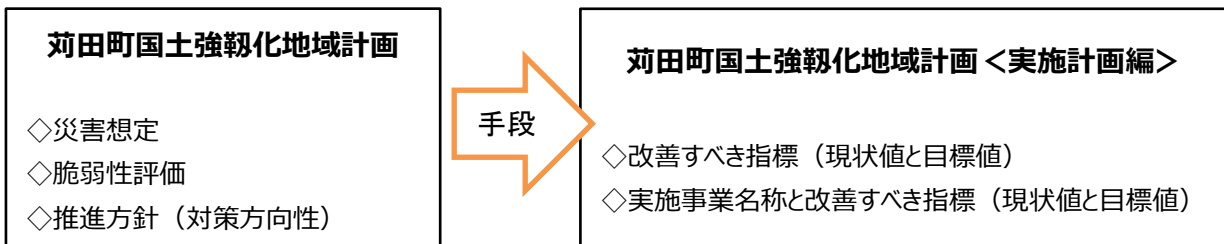
都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

1-3 計画の構成

国土強靱化地域計画では、本町の災害想定や脆弱性評価と推進方針を示します。脆弱性評価低減のために取り組む具体的事業及び改善すべき指標については、別冊の国土強靱化地域計画<実施計画編>に記載します。なお、国土強靱化地域計画<実施計画編>は、必要に応じて、年次更新を行います。



1-4 計画期間

計画は、令和2年度を初年度とした計画とします。

また、苅田町総合計画との連動のため、国土強靱化地域計画は、総合計画の基本計画期間と連動させて策定することを基本とします。

なお、令和2年度に令和3年度を計画開始年度とする第5次苅田町総合計画前期基本計画（以下、前期基本計画という。）策定を行っており、本計画は前期基本計画の施策体系と連動した策定を行っているため、計画期間は令和7年度までを第1期とします。

また、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

	～令和2年度	令和3～7年度（5年間）	令和8～12年度(5年間)
総合計画	第4次	第5次	
	後期基本計画	前期基本計画	後期基本計画
苅田町国土強靱化地域計画	第1期		第2期
苅田町国土強靱化地域計画<実施計画>	必要に応じて、毎年見直し（事業の追加等）		

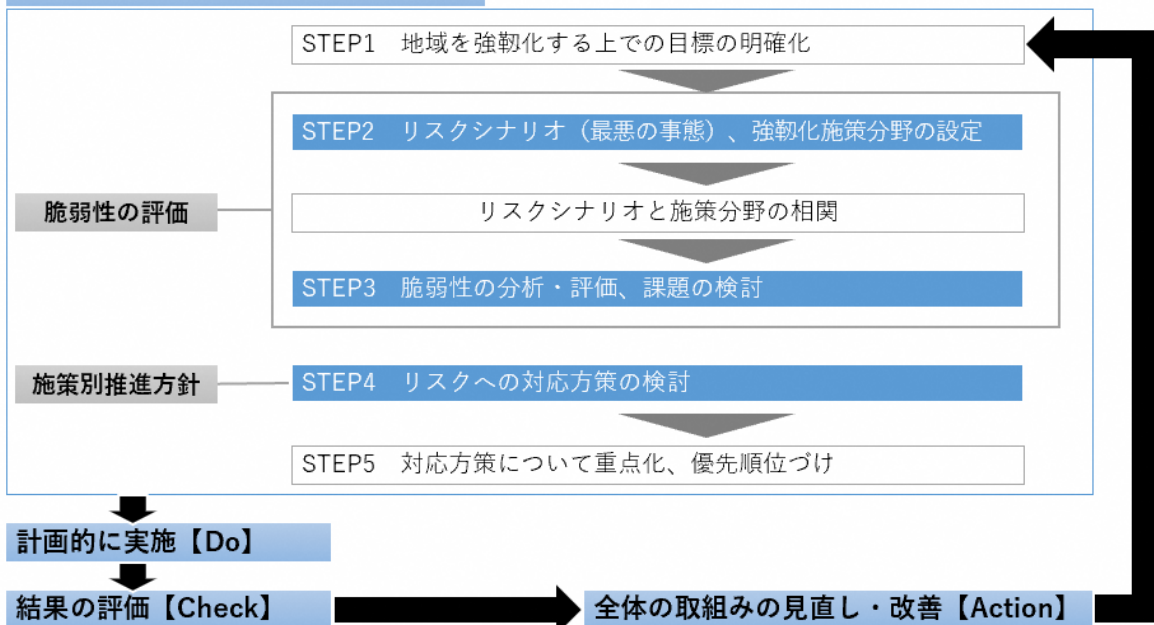
1-5 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定を行います。

■計画策定の手順

- STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）の設定、強靱化施策分野の設定
- STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP 4 リスクへの対応方策の検討
- STEP 5 対応方策について重点化、優先順位づけ

国土強靱化地域計画の策定【Plan】



第2章 本計画の基本的考え方

国の国土強靱化基本計画及び県の地域強靱化計画との整合・調和を図り、国が掲げる4つの「基本目標」と県が掲げる8つの「事前に備えるべき目標」を設定して取り組みます。

2-1 基本目標

- I. 人命の保護が最大限に図られること
- II. 町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

<出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）>
※文言の一部を市町村規模に変更（①国家→町政 ②国民→住民）

2-2 事前に備えるべき目標

- i 直接死を最大限防ぐ
- ii 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- iii 必要不可欠な行政機能は確保する
- iv 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- v ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- vi 経済活動を機能不全に陥らせない
- vii 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- viii 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<出典：福岡県地域強靱化計画>

2-3 想定する自然災害

住民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本計画では、本町における過去の災害被害及び国の基本計画や、県の地域計画を踏まえ、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とします。

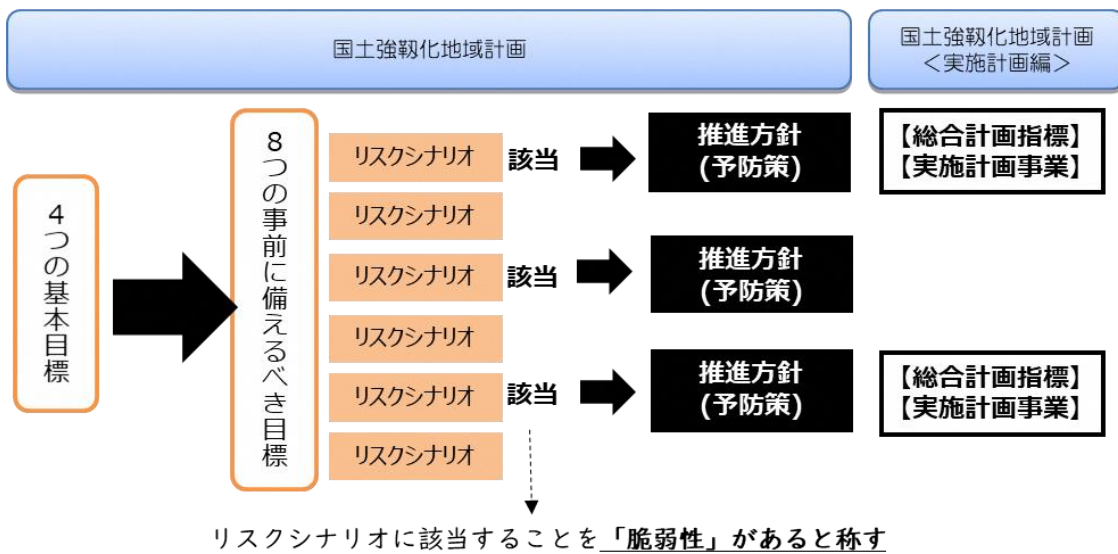
- ◇地震
- ◇津波
- ◇風水害（暴風雨、浸水、土砂崩れ）

2-4 リスクマネジメントによるアプローチ

福岡県が定めた事前に備える目標達成に向けて、起きてはならない事態をリスクシナリオとして設定します。そのリスクシナリオについて、本町が「該当するか」を明らかにして、最悪の事態に至らないために事前に取り組むべきことを検討するリスクマネジメントのアプローチで計画を策定します。国の国土強靱化地域計画ガイドラインでは、「脆弱性評価と分析」と称します。

なお、リスクシナリオに該当する項目つまり脆弱性があるリスクシナリオについて、リスクシナリオで示された最悪の事態を回避・軽減するための推進方針や予防策を整理します。

ただし推進方針を定めても、地域との調整、財源の確保、県との調整等により、すべての予防策をただちに実施することは不可能です。そのため、実現可能性と影響度を踏まえた実施計画(別冊)を別途設定し取り組みます。また実施計画は、災害状況や財源状況を踏まえ適宜見直しを行います。



本計画は、福岡県が設定したリスクシナリオをベースに本町に該当する内容に再構成した内容で策定します。

2-5 総合計画との連携を踏まえた記載方法

本町は、総合計画を基軸とした行政経営に取り組んでいます。そのため、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）への推進方針（予防策）が、総合計画の施策体系のどこに該当するかを明確にしたかたちで計画を記載します。

		総合計画での該当分野			
		政策 No.	施策 No.	基本事業 NO.	基本事業名称
直接死を防ぐ	リスクシナリオ1	01	01	02	◎◎の充実
	リスクシナリオ2				
	リスクシナリオ3	04	02	01	◎◎の推進
	リスクシナリオ4				

各リスクシナリオへの対応を総合計画のどの施策・基本事業で対応するかを明確にする

第3章 脆弱性評価と推進方針

3-1 脆弱性評価と推進方針検討のプロセス

福岡県が設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）をベースに、本町に該当するシナリオの選択や本町独自のシナリオを追加した項目で脆弱性評価と分析を行い、推進方針（予防策）を検討しました。

県が設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）は、県全域を想定しています。そのため基礎自治体である本町に該当しない、権限がないと思われるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）については、脆弱性評価項目に該当しないと判断し、本計画に記載をしていません。

なお、脆弱性評価の表記にあたっては、総合計画との関係性を明らかにするために、リスクシナリオ毎に該当する総合計画の施策体系を明示しています。

1. 脆弱性の評価（「現状」と「課題」）

設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について

- ①本町の総合計画の施策体系のどこに該当しているか
- ②耐震化等の予防策の実践状況や計画を把握
※事務事業として推進、計画している場合は、該当事業名称と内容を確認
- ③リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）回避への対応力についての脆弱性を評価



2. 推進方針（予防策、対策の方向性）

「脆弱性評価」を踏まえ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）単位で、取り組むべき推進方針（予防策、対策の方向性）を設定
※総合計画の施策体系単位で推進方針を記載



別冊として整理

3. 実施計画（具体的な目標、事業計画）

推進方針（予防策、対策）の進捗状況を把握し、計画的に推進するため、めざすべき努力目標である KPI（重要業績指標）を設定
※KPI の設定…… ①総合計画の成果指標

- ②事務事業の活動指標または成果指標

3-2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の一覧

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（苅田町リスクシナリオ）※福岡県を基本		国との 関連
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生	1-1、1-2
		1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生	1-3
		1-3	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生	1-4
		1-4	大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生	1-5
		1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生	4-3
		1-a	行政や民間が運営する福祉施設で、倒壊、火災、風水害による死傷者の発生及び災害時の救援までの生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	2-1
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	2-2
		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞	2-3
		2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	2-4
		2-5	被災地における医療機能の麻痺	2-5
		2-6	被災地における疫病・感染症の大規模発生	2-6
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	2-7
		2-a	鉄道、病院、大学等の多くの人が行きかう駅や駅周辺での避難時の混乱による死傷者の発生及び医療施設への円滑なルートの未確保による負傷者搬送の遅延	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発	3-1
		3-2	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下	3-3
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能	4-1、4-2
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	エネルギーの長期にわたる供給停止	5-2
		5-2	上水道等の長期にわたる供給停止	6-2
		5-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止	6-3
		5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止	6-4
		5-5	防災インフラの長期にわたる機能不全	6-5
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全	5-1
		6-2	食料等の安定供給の停滞	5-8
		6-a	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止）	5-5
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	海上・臨海部における広域複合災害の発生	7-2
		7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	7-4
		7-3	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大	7-5
		7-4	農地・森林等の被害による土地の荒廃	7-6
		7-a	沿線・沿道の建物倒壊に伴う交通麻痺	7-3

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(苅田町リスクシナリオ)※福岡県を基本		国との 関連
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	8-1
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	8-2
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	8-4
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	8-5

- ・ 国との関連は、国の国土強靱化計画のリスクシナリオとの対応
- ・ - a は、福岡県のリスクシナリオにない独自のシナリオ化
- ・ 網掛け部分、本町での脆弱性評価に該当しない項目

3-3 リスクシナリオと総合計画の相関図

リスクシナリオと総合計画の関係を以下に示します。

本町では総合計画と国土強靱化地域計画の連動を図ることを策定方針としています。そのため、リスクシナリオと総合計画との関係を一覧化しています。

菟田町のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		総合計画での該当分野			
		政策 番号	施策 番号	基本 事業 番号	基本事業名称
1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生	01	01	03	教育環境の整備
		01	02	02	生涯スポーツの推進
		03	04	03	町営住宅の整備
		04	01	01	交通安全対策の推進
		04	06	01	防火意識の高揚と予防対策の推進
		04	06	04	資機材等の適正な維持管理
		05	02	05	公園・緑地の整備と管理
		05	02	06	災害に強い土地・家屋の利用推進
1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生	04	05	06	津波対策の推進
1-3	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生	04	05	05	浸水対策の推進
1-4	大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生	05	02	06	災害に強い土地・家屋の利用推進
1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生	01	02	01	学習機会の充実
		03	01	02	保育サービスの充実
		03	03	02	地域生活支援の推進
		04	04	01	自治会活動の活性化
		04	04	04	国際化・多文化共生の基盤づくり
		04	05	02	地域防災力の向上
1-a	行政や民間が運営する福祉施設で、倒壊、火災、風水害による死傷者の発生及び災害時の救援までの生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	03	01	02	保育サービスの充実
		03	02	04	介護保険サービスの適正運営
		03	03	01	自立支援の推進

菟田町のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		総合計画での該当分野			
		政策 番号	施策 番号	基本 事業 番号	基本事業名称
2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	04	05	01	防災意識の高揚
		04	05	04	災害時支援力・対応力の向上
		05	01	01	道路の整備促進
		05	02	05	公園・緑地の整備と管理
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生				*該当する施策はありません
2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞	04	06	02	消防団活動の充実
		04	06	03	救急救命体制の整備
		04	06	04	資機材等の適正な維持管理
2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	04	05	04	災害時支援力・対応力の向上
2-5	被災地における医療機能の麻痺	03	05	04	地域医療体制の充実
2-6	被災地における疫病・感染症の大規模発生	03	05	-	健康づくりの推進
		04	05	04	災害時支援力・対応力の向上
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	01	01	03	教育環境の整備
		01	02	01	学習機会の充実
		04	05	04	災害時支援力・対応力の向上
2-a	鉄道、病院、大学等の多くの人が行きかう駅や駅周辺での避難時の混乱による死傷者の発生及び医療施設への円滑なルートの未確保による負傷者搬送の遅延	05	02	02	駅周辺の整備
3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発				*該当する施策はありません
3-2	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下	04	05	04	災害時支援力・対応力の向上
		06	01	03	デジタル行政の推進と情報システムの適正管理
		06	02	03	公共施設マネジメントの推進
		06	03	02	健康で安心して働ける職場づくり

荊田町のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		総合計画での該当分野			
		政策 番号	施策 番号	基本 事業 番号	基本事業名称
4-1	情報通信・放送ネットワークも麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能	04	05	03	防災・災害情報の提供
		04	06	04	資機材等の適正な維持管理
		05	01	02	道路・橋梁の適切な維持管理
		06	01	02	広報・広聴の推進
5-1	エネルギーの長期にわたる供給停止				*該当する施策はありません
5-2	上水道等の長期にわたる供給停止	05	03	01	安全で災害に強い水道の供給
5-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止	05	03	02	下水道の整備と管理
		05	03	03	合併浄化槽による汚水処理の推進
5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止	05	01	02	道路・橋梁の適切な維持管理
5-5	防災インフラの長期にわたる機能不全				*該当する施策はありません
6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全	02	02	03	事業所の総合的な支援
		02	02	01	立地及び事業環境の整備
6-2	食料等の安定供給の停滞				*該当する施策はありません
6-a	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）	02	02	01	立地及び事業環境の整備
7-1	海上・臨海部における広域複合災害の発生				*該当する施策はありません
7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	02	01	02	農業基盤の整備・保全
7-3	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大	04	06	01	防火意識の高揚と予防対策の推進
7-4	農地・森林等の被害による土地の荒廃	02	01	02	農業基盤の整備・保全
7-a	沿線・沿道の建物倒壊に伴う交通麻痺	05	01	02	道路・橋梁の適切な維持管理

荇田町のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		総合計画での該当分野			
		政策 番号	施策 番号	基本 事業 番号	基本事業名称
8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	04	03	03	ごみの適正な処理
8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	03	04	02	町民同士の支え合いの促進
		04	04	01	自治会活動の活発化
		04	04	03	産学官連携の推進
		04	05	02	地域防災力の向上
		05	02	06	災害に強い土地・家屋の利用推進
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	01	02	04	文化財の保護と活用
8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	04	05	04	災害時支援力・対応力の向上

3-4 リスクシナリオ別の脆弱性評価と推進方針

国及び県が提示したリスクシナリオ（起きてはならない事態）で、本町に該当するもの（国や県にないリスクシナリオは独自に追加）についての脆弱性評価・分析を行い、推進方針（課題）を明らかにしました。

なお、脆弱性評価の表記にあたっては、総合計画との関係性を明らかにするために、リスクシナリオごとに該当する総合計画の施策体系を明示しています。

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

01 01 03 教育環境の整備

【脆弱性評価】 避難所となっている（町内の7小中学校）校舎と体育館の耐震化は終了しています。ただし、校舎の非構造部材（窓ガラス、照明）等の耐震化は行っていません。

【推進方針】 危険度の高い校舎の非構造部材（窓ガラス、照明等）について、耐震化や更新を行っていきます。
また、「公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な改修によって予防保全を図っていきます。

01 02 02 生涯スポーツの推進

【脆弱性評価】 総合体育館、三原文化会館・歴史資料館が、耐震基準を満たしていない状況です。中央公民館大ホールの非構造部材については改修が必要です。

【推進方針】 「公共施設等総合管理計画個別計画」に基づき、改修、建替や、施設の複合化を検討したうえで、耐震化を図ります。

03 04 03 町営住宅の整備

【脆弱性評価】 平成18年度に中層耐火構造物についての耐震診断を実施しています。耐震診断の対象外である低層公営住宅については、耐用年数を超えているものが半数近くあります。

【推進方針】 「公営住宅長寿命化計画」に基づき、建替、個別改善、用途廃止、駐車場整備、民間活用を検討を行います。

04 01 01 交通安全対策の推進

【脆弱性評価】 信号機や道路標識の倒壊によって、避難所等の目的地へ円滑に行けなくなる恐れがあります。

【推進方針】 信号機電源付加装置や道路標識・道路表示等の交通安全施設等の整備を行います。さらに、環状交差点や無電柱化等の整備を検討します。

04 06 01 防火意識の高揚と予防対策の推進

【脆弱性評価】 防火対象物等について、予防査察を行い、防火管理体制強化の指導を行っています。
また、町民が自らの命を守るため、火災初期における対応が重要となりますが、消火器と住宅火災報知器の両方を設置している町民が少ない状況です。

【推進方針】 予防査察を引き続き行い、建築物の防火管理体制の強化・促進を図るとともに、防火訓練の指導を行います。
町民の火災初期における対応の意識を高めるとともに、消火器と住宅火災報知器の設置率を高めていくための啓発活動を推進します。

04 06 04 資機材等の適正な維持管理

【脆弱性評価】 災害対応に備え、消防本部及び消防団保有の消防車両 16 台、救急車両 3 台及び各種資機材等の更新、整備及び維持管理を行っています。
火災発生時に使用する公設消火栓、公設防火水槽等の消防水利整備及び維持管理を行っています。

【推進方針】 災害対応に備え、今後も消防車両、救急車両及び各種資機材等を適切に更新、整備及び維持管理を行います。
火災時に消防水利を使用できるように、引き続き消防水利の整備及び維持管理を行うとともに、耐震性能を有する防火水槽等を新設していきます。

05 02 05 公園・緑地の整備と管理

【脆弱性評価】 公園内の遊具施設について劣化及び損傷の状況や安全性などを確認し、危険性のある施設を速やかに把握しています。また、こうした結果をもとに「荇田町公園施設長寿命化計画」を策定しています。

【推進方針】 老朽化が著しい危険性の高い施設の更新とともに、保全を進めていきます。

05 02 06 災害に強い土地・家屋の利用推進

【脆弱性評価】 空き家の倒壊や火災等によって、人に被害を及ぼす危険な箇所があります。また、老朽危険空き家は 10 件に満たない状況ですが（令和 2 年 12 月現在）、今後の高齢化の進展にあわせ、老朽危険空き家の増加が予想されます。
荇田町内の木造戸建て住宅の耐震性を確保するため、旧耐震基準（昭和 56 年以前）で建築された住宅の所有者に、耐震改修工事費の一部を補助しています。平成 26 年 10 月に制度を開始していますが、現在まで補助実績はありません。
また通学路や避難路において、災害時の安全や通行を確保するため、災害時倒壊の恐れのあるブロック塀等の所有者に、撤去費用の一部を補助しています。平成 17 年、平成 28～30 年に京築県土整備事務所が町内の小中学校の通学路に面したブロック塀等の安全性の調査を行い、19 カ所の民有地のブロック塀に問題があることが判明しています（令和 2 年 10 月末現在で 15 カ所は改善済み）。

【推進方針】 老朽化した空き家を取り壊すことで、避難路を確保できるよう整備していきます。
「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、所有者への啓発を行うことで、補助制度を利用した町内の木造戸建て住宅の耐震化の促進をめざします。
「耐震改修促進計画」において危険なブロック塀除却を位置づけるとともに、所有者への啓発を進めていきブロック塀の除却を推進していきます。

06 02 03 公共施設マネジメントの推進

【脆弱性評価】 令和2年度に公共施設個別施設計画を策定していく62施設(うち学校9施設)のうち、耐震未対応は12施設です。

【推進方針】 「公共施設個別施設計画」に沿って、計画的な耐震化改修等を行っていきます。

1-2 津波・高潮による多数の死傷者の発生

04 05 06 津波対策の推進

【脆弱性評価】 周防灘に面しているため、大規模地震の際には4mの津波が予想されています。災害発生時には、自分のいる場所の危険性を自ら把握して、迅速に高台へ避難しなければなりません。そのための知識と情報収集力を町民一人ひとりが持つことが求められています。

【推進方針】 町民の一人ひとりが災害発生時の避難行動の意識醸成と、現在の居住地及び勤務地での危険度を把握することが重要です。そのため、海拔表示の掲示及び維持管理を行います。また、ハザードマップでの自宅や職場の津波の被害予想の確認の徹底を啓発していきま

1-3 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

04 05 05 浸水対策の推進

【脆弱性評価】 小波瀬川周辺での風水害が発生すると、浸水深が2～3mになる地域があります(1000年に1度の災害レベル)。

荻田町内には大規模な河川はありませんが、豪雨等による道路冠水がこれまでに発生しています。現在、雨水計画の見直しを行い、被害想定等を洗い直しています。

【推進方針】 自宅や職場の浸水の被害予想及び水害時の避難場所などを、ハザードマップで確認してもらうよう、その徹底を啓発していきます。

「雨水計画」の調査に基づいて、費用対効果を踏まえた対策を検討していきます。

1-4 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

05 02 06 災害に強い土地・家屋の利用推進

【脆弱性評価】 荻田町の地勢や地質の観点から液状化リスクが考えられています。液状化現象は直接的に人命被害につながりませんが、個人財産を毀損する可能性や復興が遅れる可能性があります。

地震での地滑りを防止するため、福岡県による第一次調査が実施され、その結果、大規模盛土造成地として19カ所が抽出されています。

町民に著しい危害が生じる恐れがある土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)は128カ所あるため、擁壁設置や法面対策工事等の整備が求められています。

【推進方針】 福岡県による第一次調査の結果を踏まえ、第二次調査計画を作成し、順次、地盤調査等を行い、地滑りの危険性を把握していきます。

土砂災害防止は、県事業と町事業の双方で進めていきます。県事業については、県に要望し、着実な整備を行っていきます。

1-5 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

01 02 01 学習機会の充実

【脆弱性評価】 生涯学習施設は町民が利用するとともに、避難所にもなっている施設があります。全生涯学習施設での防災訓練が行われていないため、一部の指定管理施設には年1回の防災訓練の実施をするよう指導しています。

▼
【推進方針】 全生涯学習施設には、利用者の安全を確保するための防災訓練の継続的な実施をするよう指導していきます。

03 01 02 保育サービスの充実

【脆弱性評価】 公立の保育施設・幼稚園はありませんが、民間施設は約20園あり、風水害で影響を受ける場所に立地している園があります。そのため、休園や避難行動が遅れると孤立や死傷する可能性があります。

▼
【推進方針】 保育施設・幼稚園で孤立や死傷する事態がないよう休園・休所に関しては、町の避難勧告情報を電子メールで素早く伝えていき、的確な休園判断を促していきます。

03 03 02 地域生活支援の推進

【脆弱性評価】 聴覚障がい者向けお知らせメールとして、町民に向けて音声（町広報車・防災無線）だけでなく、文字情報によるお知らせメールを配信しています。

▼
【推進方針】 聴覚障がい者向けお知らせメール（安心安全メール）の徹底した普及を図っていきます。

04 04 01 自治会活動の活性化

【脆弱性評価】 自治会を基本とした自主防災組織の設立と運営を支援しています。令和2年度の自主防災組織率は70.8%（設立地区数34/全行政区数48）となっています。
しかし、地域活動に参加しない町民が増加しており、地域内での情報伝達ネットワークが十分に機能しない恐れがあります。

▼
【推進方針】 自治会や自主防災組織などにかかわる町民を増加させ、地域内での情報伝達ネットワークによる人的支援にかかわる避難行動の実現と訓練等を実施することで、多くの町民の参加をめざしていきます。

04 04 04 国際化・多文化共生の基盤づくり

【脆弱性評価】 外国人向けの生活情報ガイドブックを作成し、転入時に配布しています。その誌面に災害時の基本的な情報（避難場所、行政の連絡先、避難情報の取得方法、災害への備え等）を掲載しています。

また、福岡県の防災メール「まもるくん」に登録した場合は多言語で情報提供されます。しかし、これだけでは万全とは言えず、言語によっては避難情報に気づかない、災害時の対応が不足する恐れがあります。

▼
【推進方針】 平時から地域と外国人の方が交流し、避難時に声をかけられるような関係構築をめざしていきます。
また、災害時に外国人の状況や要望を確認するために翻訳が可能な仕組みを取り入れることを検討していきます。

04 05 02 地域防災力の向上

【脆弱性評価】 避難行動要支援者の緊急連絡先は、町としての名簿管理を行っています。ただし、避難指示等の避難のお願いを緊急連絡先の人に即時性のある方法で伝える仕組みが構築されていません。そのため避難行動要支援者の避難が遅れる恐れがあります。

また、防災訓練に参加する町民が少ないため、災害時の避難行動が迅速に行われない可能性があります。

【推進方針】 避難行動要支援者の緊急連絡先を確実に迅速に避難のお願いが伝達され、避難が迅速に行われるよう苜田町公式LINE アプリや防災メール「まもるくん」等の登録の啓発を行います。

町民に防災訓練の重要性を認識してもらい、命の守り方を習得する防災訓練への参加を促します。

04 05 03 防災・災害情報の提供

【脆弱性評価】 町民への避難情報は、防災行政無線、「まもるくん（防災メール）」、テレビのテロップ情報掲示、役所のホームページ、LINE（役所の公式アカウント）などで発信しています。また、情報ツールの活用者を増やしていくとともに、そうした手段を持たない人への新たな情報発信ツールを検討します。

【推進方針】 災害時に防災行政無線等が聞き取りにくいという問題があるため、災害に強い防災メール「まもるくん」、LINE（町の公式アカウント）の登録者を増すとともに、確実に危険性や避難情報が伝わるように努めていきます。また、新たな情報手段についても検討します。

1-a 行政や民間が運営する福祉施設で、倒壊、火災、風水害による死傷者の発生及び災害時の救援までの生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

03 01 02 保育サービスの充実

【脆弱性評価】 民間の保育施設には、老朽化した防災設備などが残っている場合があります。

【推進方針】 各種補助金等を活用して、老朽化した防災設備の更新や大規模改修を推進していきます。

03 02 04 介護保険サービスの適正運営

【脆弱性評価】 民間の介護福祉施設には、未耐震施設や倒壊の危険性のあるブロック塀、老朽化した防災設備などが残っている場合があります。

【推進方針】 各種補助金等を活用して、民間の介護福祉施設の耐震化やブロック塀の除却、老朽化した防災設備の更新を推進していきます。

03 03 01 自立支援の推進

【脆弱性評価】 自立支援を推進する民間の福祉施設には、未耐震施設や倒壊の危険性のあるブロック塀、老朽化した防災設備などが残っている場合があります。

【推進方針】 各種補助金等を活用して、自立支援を推進する民間の福祉施設の耐震化やブロック塀の除却、老朽化した防災設備の更新を推進していきます。

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

04 05 01 防災意識の高揚

【脆弱性評価】 災害直後は、避難所等も混乱し、食料や物資の供給が滞ることも予想されます。そのため、家庭での備え（懐中電灯、保存飲料水、保存食品、避難ルートの確認など9項目）が重要となりますが、現時点で十分とはいえない状況です。

【推進方針】 保存飲料水、救急セット、家具の転倒防止などのハード面（備蓄や設置）に加え、「避難所の確認や避難ルートの確認」や「避難所以外の避難先を決めている」「緊急時の連絡先を家族で決めている」などのソフト面の啓発も行い、家庭での災害時の備えを強化していきます。

04 05 04 災害時支援力・対応力の向上

【脆弱性評価】 地域防災計画を平成31年4月に修正し、福岡県備蓄基本計画に基づき、400人分の食料備蓄の確保に努めています。あわせて避難所資機材の整備もしています。備蓄食糧は定期的に更新・充実に努めていますが、備蓄倉庫が2カ所で、各避難所に備蓄されていません。

【推進方針】 町民の多様なニーズに合わせた備蓄が必要となり、かつ管理がしやすく、災害時に供給しやすい避難所ごとの備蓄場所への移設を検討していきます。
また、家庭内備蓄の推進も啓発していきます。

05 01 01 道路の整備促進

【脆弱性評価】 災害時の物資搬送の入口と考えられる耐震岸壁からの緊急輸送道路（国道10号線、県道25号線）に接続する道路ネットワークが未整備となっています。

【推進方針】 耐震岸壁から、緊急輸送道路（国道10号線、県道25号線）までのアクセス道路を新設し、物資の供給を円滑にしていきます。

05 02 05 公園・緑地の整備と管理

【脆弱性評価】 町民1人あたり公園面積は他市町村に比較して多いとはいえ、一時的な避難場所として、安全に集合できる広さの公園が求められています。

【推進方針】 一時的な避難に活用できる広さの公園を整備していきます。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

現在、国土強靱化地域計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

04 06 02 消防団活動の充実

【脆弱性評価】 地域の消防団員の充足率は、おおむね90%以上確保できており、計画的に教育訓練を行っています。

【推進方針】 今後も、消防団の充足率を90%以上に維持するため、女性や若年層の加入促進を図り、教育訓練の充実と活動環境の整備を行っていきます。

04 06 03 救急救命体制の整備

【脆弱性評価】 救急現場に居合わせた人が、傷病者に処置応急手当をできるように、救命講習を行っています。心肺蘇生法及び止血等で、血液に触れることによる感染のリスクが高くなる恐れがあります。

【推進方針】 救命講習の件数を増やし、その際には救命時の感染リスクについても説明を行って理解促進を図っていきます。救命講習時に感染防止法及び感染リスクについて十分な説明を行い、受講生の理解を深め、救命処置の実施者の増加を図ります。

04 06 04 資機材等の適正な維持管理

【脆弱性評価】 消防団は、消防車両6台保有しており、火災現場をはじめ、各種災害活動に利用しています。

【推進方針】 消防団の車両及び資機材等を、計画的に更新・整備を行っていきます。

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

04 05 04 災害時支援力・対応力の向上

【脆弱性評価】 苅田町は臨海地域に多くの工場があり、昼間人口の多い場所でもあります。そのため、地震発生時には多くの帰宅困難者の発生が予想されています。
企業に勤める従業員にむけた避難所場所の掲示やハザードマップの提供を行っています。また、帰宅困難者のための備蓄、そして企業との連携については、具体的なことは決まっていません。

【推進方針】 大手企業の災害時の対応について確認をし、帰宅困難時に行政としてどの程度の対応が求められるのか、企業側に協力してもらえることがあるのかを確認していきます。そのうえで町と企業とでの具体的な協力協定の締結を検討していきます。

2-5 被災地における医療機能の麻痺

03 05 04 地域医療体制の充実

【脆弱性評価】 京都医師会と苅田町は「災害時の医療救護活動に関する協定書」を締結していますが、災害時の具体的な役割やプロセスについては詳細をつめていないため、災害時に機能しない恐れがあります。

【推進方針】 京都医師会との協定内容確認と災害時の役割について、協議して共有化を図っていきます。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

03 05 - 健康づくりの推進

【脆弱性評価】 町民及び職員が、感染症に対する基本的知識がないと、避難所等で大規模発症のリスクが高くなる恐れがあります。

▼
【推進方針】 町民及び職員への感染症に対する啓発を推進していきます。

04 05 04 災害時支援力・対応力の向上

【脆弱性評価】 より良好な生活環境や感染症防止のために、避難所運営マニュアルを策定し、1人あたりの専有面積を拡大した配置基準にしています。また、パーティションなどの備品を整備しています。

▼
【推進方針】 避難所運営マニュアルを荻田町職員に周知させ、感染予防対策を踏まえた運営を行えるようにします。備蓄品目（マスク、消毒液、体温計等）、数量のさらなる充実化を図っていきます。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

01 01 03 教育環境の整備

【脆弱性評価】 夏季冬季に災害が発生した場合、避難者が快適な環境で過ごせるよう普通教室には空調設備をすべて設置済みです。ただし、特別教室の空調設置はいまだ完了していません。また、トイレは生活様式の変化に合わせ洋式化を進めています。

▼
【推進方針】 特別教室の空調設備の計画的な整備を進めていきます。洋式化が済んでいないトイレのある避難所となっている学校は、計画的に工事を進めていきます。

01 02 01 学習機会の充実

【脆弱性評価】 町立公民館は、避難所に指定されています。老朽化や耐用年数超過により、空調設備の不調や雨漏り等が発生しており、避難時の安全で衛生的な環境の確保が難しい場合があります。

▼
【推進方針】 施設の設定備点検を行いながら、公共施設等総合管理計画個別計画に基づいて、計画的な更新や改修に努めていきます。

04 05 04 災害時支援力・対応力の向上

【脆弱性評価】 荻田町総合福祉会館は福祉避難所ですが、体育室の空調が不調です。そのため、大規模災害時に高齢者や妊婦等の町民が避難してきたときに、十分な避難環境を提供できない恐れがあります。

▼
【推進方針】 公共施設総合管理計画個別計画を策定し、体育室の空調など避難所環境の改善に努めていきます。

2-a 鉄道、病院、大学等の多くの人が行きかう駅や駅周辺での避難時の混乱による死傷者の発生及び医療施設への円滑なルートの未確保による負傷者搬送の遅延

05 02 02 駅周辺の整備

【脆弱性評価】 救急指定の小波瀬病院の玄関口と接続する小波瀬西工大前駅の周辺道路は狭隘で、多くの車や歩行者及び路上での駐停車により混雑し車両の通行や歩行が危険なため、災害時の避難や緊急車両の通行に支障をきたす恐れがあります。

小波瀬西工大前駅はバリアフリー化されておらず、掘割式線路に存在するため、線路を隔てた東西地域が分断されている構造です。構内移動及び構内を出てからの東西地域への移動は、円滑に行えず、距離もあるため時間を要します。そのため、避難及び救助・救急の遅れや負傷者が発生する恐れがあります。

【推進方針】

小波瀬西工大前駅周辺の歩行者や車両が安全に通行できるように、道路の改良や駐停車・駐輪スペースを含む駅前の交通機能の整理について整備を検討します。

駅構内の改善やバリアフリー化された歩行経路の確保について、鉄道事業者と協議を進めます。また、小波瀬病院が立地する線路西側地域との連絡を含めた効率的な移動環境を整え、駅や病院を中心に多方面との人や物資の往来を容易にし、避難行動の円滑化及び救助・救急、医療の利用環境の向上を図っていきます。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発

現在、国土強靱化地域計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

3-2 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

04 05 04 災害時支援力・対応力の向上

- 【脆弱性評価】** 荏田町役場のBCP（業務継続計画）を、平成30年度に全面改訂し、優先業務の位置づけが完了しています。
災害時職員初動マニュアル等を見直し、緊急時にも迅速に対応できる参集方法等を定めています。
また、被災時に行政機能を低下させないためには耐震化された公共施設が必要ですが、一部の公共施設で耐震化が終了していません。

- 【推進方針】** 全職員にBCPの周知を徹底します。避難所の設営、運営のできる職員を増やし、不測の事態でも円滑に受け入れられる態勢ができるように訓練等を通して、人材の育成を行っていきます。
また、公共施設の耐震化については、公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、進めていきます。

06 01 03 デジタル行政の推進と情報システムの適正管理

- 【脆弱性評価】** サーバー室は水害の影響のない場所に設置されていますが、庁舎の耐震化が行われていない状況です。
災害で総合行政システムサーバーが使用不能になった際は、持ち出し用サーバーで住民登録等の確認が行えるように整備していきます。

- 【推進方針】** ICT-BCP（業務継続計画）を策定していきます。
総合行政システム以外の各課導入システムについて、外部データセンター等の利用を促進し、災害時でもデータを活用できるようにしていきます。

06 02 03 公共施設マネジメントの推進

- 【脆弱性評価】** 荏田町庁舎は、昭和46年建築のRC構造6階建てです。耐震補強工事を行っていないため耐震基準が満たされていない状況ですが、現在災害対策本部として活用することになっています。
また、庁舎の非常用電源は、3階のみ給電できる体制で、サーバーへの電源供給がされない状況です。

- 【推進方針】** 災害対策本部で活用する庁舎が耐震化されていないため、被害状況によっては耐震化が終了している消防本部に設置します。また、令和13年度までに耐震化を踏まえた建替えを実施する予定です。
また、災害で停電の際に必要な電力量を踏まえて、非常用電源の給電量や給電時間についての情報収集を行い、見直しの検討を行っていきます。

06 03 02 健康で安心して働ける職場づくり

【脆弱性評価】 苅田町職員の約半数が町外に在住しています。災害時の安否確認や庁舎への参集可能性について、速やかに把握する仕組みが現在は整っていません。



【推進方針】 職員の安否確認と参集可能性を把握して、災害時の人員体制を整えるための即時性のある仕組みの構築を検討していきます。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

04 05 03 防災・災害情報の提供

【脆弱性評価】 防災行政無線局を町内全域に配備し、非常時に遅滞なく情報の発信ができるようになっています。ただし豪雨等で聞きづらくなることもあり、避難行動に遅延する可能性があります。現在、公民館5カ所にはW i - f iが設置され、インターネットからの情報取得が可能です。

【推進方針】 防災行政無線を適切に維持管理し、点検結果に基づいた更新を行っていきます。防災行政無線が使用不可能、もしくは豪雨等で聞きづらい状況となった場合は、インターネット等を活用した避難情報の受信ができるW i - f i環境を整備し、受信可能地域の拡大を行っていきます。

04 06 04 資機材等の適正な維持管理

【脆弱性評価】 消防救急無線のデジタル化にあわせて平成27年度に、指令システム及び消防・救急デジタル無線を整備しています。

【推進方針】 指令システム及び消防・救急デジタル無線は、毎年の保守を行い、定期的な更新を進めていきます。

05 01 02 道路・橋梁の適切な維持管理

【脆弱性評価】 アンダーパスでの冠水水位を測るセンサーを設置し、通行車両に通行止のサインを自動表示し、自動車の水没による事故を防ぐ仕組みを導入しています。しかし、非常用電源がないため、停電の場合に機能しなくなる恐れがあります。また、冠水状況を確認する町独自の監視カメラ等が設置されていません。

【推進方針】 アンダーパスが新設された場合に、命に危険の及ぶ浸水深の場合には、センサーの設置を進めていきます。また、アンダーパスで冠水水位を測るセンサーの非常用電源が稼働できるようにして、停電時での町民の安全性を確保していきます。必要に応じて、災害の危険がある箇所への監視カメラの設置を検討していきます。

06 01 02 広報・広聴の推進

【脆弱性評価】 荇田町ホームページの更新は、即時更新される体制が整っています。ただし、庁舎が被災した場合に、職員が外部から町のホームページを更新できるような仕様になっていません。

【推進方針】 庁舎が被災した場合に、町のホームページの更新は複数職員によって、災害対策本部に配置された外部PCからアクセスできるようにしていきます。

5. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

現在、国土強靱化地域計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

05 03 01 安全で災害に強い水道の供給

【脆弱性評価】

40年を超えた老朽管の使用率は10%です。
2つの浄水場（二崎、南原）のうち二崎浄水場はL2レベルの耐震化が終了していますが、南原浄水場は耐震化が終了していません。
令和元年に、苅田町水道事業アセットマネジメント及び配水管更新計画を策定しています。

【推進方針】

配水管更新計画に基づき、老朽した配水管の計画的な更新を実施し耐震化を図っていきます。

5-3 污水处理施設等の長期にわたる機能停止

05 03 02 下水道の整備と管理

【脆弱性評価】

污水处理構想に基づいた公共下水道の整備を推進しています。
公共下水道はBCP策定済みであり、浄化センターと幹線管渠等の耐震化は終了しています。農業集落排水における老朽管等はありません。災害時における各種団体と応急復旧支援のための締結をしています。下水道「ストックマネジメント計画」を平成29年度に策定しました。
し尿処理施設が老朽化しています。

【推進方針】

下水道の整備を計画的に進めるとともに、下水道「ストックマネジメント計画」に基づいて、浄化センターの耐水化、雨水ポンプ場の耐水化及び耐震化と、マンホールポンプバックアップシステムを計画的に更新していきます。
農業集落排水についても、今後の老朽化を見据えて、機能診断や農業集落排水「最適整備構想」の策定も検討していきます。
し尿処理施設について、し尿を受け入れるための前処理施設を建設し、処理量の状況によっては増設を検討します。
下水道老朽化施設更新、下水道施設の耐水化、下水道広域化についても、機能停止にならないよう対策を講じていきます。

05 03 03 合併浄化槽による污水处理の推進

【脆弱性評価】

単独浄化槽及び汲み取り槽は、汚水（し尿、生活雑排水）処理がされていないため、災害時には衛生的に問題が出る可能性があります。

【推進方針】

老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽・公共下水道への転換を促進していきます。

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

05 01 02 道路・橋梁の適切な維持管理

【脆弱性評価】 荻田町内には、橋梁が 112 橋、大型カルバート 4 カ所があり定期点検と補修を実施しています。
現在、橋梁点検の結果、橋梁健全度Ⅳ（緊急措置段階）と判定されているものはありません。
道路の舗装度点検を実施し、損傷状況や利用状況等を踏まえ、生活道路の整備・補修を実施しています。

【推進方針】 定期点検を実施し、健全度判定Ⅲ（早期措置段階）を解消するための各種改修を進めていきます。また、危険度が少ない橋梁についても予防保全を進めていきます。
舗装個別施設計画に基づき、道路施設の調査を行ったうえで舗装補修や施設補修を計画的に推進していきます。

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

現在、国土強靱化地域計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

6. 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

02 02 03 事業所の総合的な支援

【脆弱性評価】 福岡県中小企業団体中央会のBCP（事業継続計画）支援策を、町内にある事業所へ紹介・案内をしています。

【推進方針】 町内にある事業所の迅速な復旧復興のために、BCP（事業継続計画）策定の必要性を訴えてBCP策定事業所の増加に努めていきます。

02 02 01 立地及び事業環境の整備

【脆弱性評価】 苅田町には、部品点数が多い日本を代表する組立型の製造業が立地しており、各部品の供給が滞ると生産停止の恐れがあります。また、完成品の搬出には港湾や空港が機能しないと出荷できず競争力が低下する恐れもあります。

また、臨海部に立地している工場が多いため、生産設備や完成品が高潮によって被害を受ける恐れがあります。

【推進方針】 災害発生後に陸路、海路、空路からのサプライチェーンがこれまで通りに維持、または早期復旧できるような交通基盤（道路、港湾、空港）の防災機能の強化を図っていきます。それに伴い、国土強靱化のため計画案を国・福岡県に要望し、整備推進を図ります。

また、臨海部の高潮対策についても、生産設備や資産を守るために、国・県に要望するとともに、岸壁や護岸等を有する町内の事業所にも協力を要請し、整備促進をめざしていきます。

6-2 食料等の安定供給の停滞

現在、国土強靱化地域計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

6-a 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）

02 02 01 立地及び事業環境の整備

【脆弱性評価】

苅田港港湾BCP（事業継続計画）は、平成29年3月に福岡県が策定しています。福岡県による苅田港南港7号D岸壁の耐震強化岸壁化、及び荷捌き用防災緑地の整備は完了しています。しかしながら岸壁水深が浅いことから、緊急支援物資輸送を行う船舶が着岸できない恐れがあります。また、事業所の生産活動といった経済活動を維持するために必要な耐震強化岸壁が整備されていないことから、企業活動の事業継続に支障が出る恐れがあります。

▼
【推進方針】

苅田港湾BCP（事業継続計画）の実施にあたって、本町の役割を実現できるように内容を常に確認していきます。災害時における物流活動及び港湾機能の不全を防ぐため、既存の耐震強化岸壁である苅田港南港7号D岸壁を最新の知見に基づき性能照査し、必要に応じてその強化を図るなどの対策を推進するとともに、より水深の深い公共岸壁の耐震強化岸壁の整備を福岡県に要望していきます。また、あわせて町内の事業所に対しても耐震強化岸壁等の整備を要請し、苅田港湾における事業継続の実現を行っていきます。加えて、港湾施設の長期にわたる機能停止を回避するため、適切な維持管理・更新の実施や、物資の輸送に必要なネットワークの維持が必要です。耐震強化岸壁の整備のみならず、道路の液状化対策、航路・泊地の水深維持などについても、国・県に要望し、整備の実現を図っていきます。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 海上・臨海部における広域複合災害の発生

現在、国土強靱化地域計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

02 01 02 農業基盤の整備・保全

【脆弱性評価】 農業用ため池決壊時の避難経路について、ハザードマップが整備されていない状況です。
また、大雨時に農業用ため池の水位や状況について、即時把握できる設備が設置されていません。
農業用ため池の耐震調査は、3カ所のみ実施しており、残り39カ所調査が必要であり、対策工事はいまだ着手できていません。

【推進方針】 農業用ため池ハザードマップ作成を実施していきます。
また、ため池の水位計等の観測機器の設置を検討し、危険性を即時に把握できるように努めていきます。
農業用ため池の耐震調査、ならびに耐震工事を実施していきます。
「農業水路等長寿命化・防災減災」ならびに「農村地域防災減災」の事業を推進していきます。

7-3 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

04 06 01 防火意識の高揚と予防対策の推進

【脆弱性評価】 臨海工業地帯には大規模な工場施設が複数あるため、災害時に危険物の流出や爆発の可能性があります。そのため消防法令等に基づき、許認可事務及び検査を行っています。

【推進方針】 消防法令等に基づき、対象施設への危険物の貯蔵、取扱い及び維持管理についても法令の基準に適合するように指導していきます。

7-4 農地・森林等の被害による土地の荒廃

02 01 02 農業基盤の整備・保全

【脆弱性評価】 鳥獣侵入防護柵や罟、猟友会による駆除等の対策を講じています。
災害による水路の破損等で、水田に用水が供給されなくなる恐れがあります。

【推進方針】 農作物被害の減少を図るために、農家の要望にあわせた整備を行い、そのための柵等の設置や有害鳥獣駆除対策を推進していきます。
水路やポンプ、井堰などの改修や更新を行い、災害時でも用水が供給できるように努めていきます。

7-a 沿線・沿道の建物倒壊に伴う交通麻痺

05 01 02 道路・橋梁の適切な維持管理

【脆弱性評価】 道路法面の補修は、町民の要望に基づき適宜実施しています。



【推進方針】 町民の要望等を踏まえ、道路法面の補修の推進を図っていきます。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

04 03 03 ごみの適正な処理

【脆弱性評価】 苅田町災害廃棄物処理計画を令和2年6月に策定し、災害廃棄物の想定量と仮置き場の条件を設定しました。町のごみ処理施設が利用不可の場合は、福岡県を通して調整する仕組みとなっています。

【推進方針】 災害廃棄物の仮置き場の事前の確保(場所の特定)を進めていきます。
仮置き場運用における作業員や重機、運搬の事業者確保のための協定等を検討していきます。

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

03 04 02 町民同士の支え合いの促進

【脆弱性評価】 社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを開設します。災害ボランティアセンター運営協定を平成25年度に締結しています。
しかし、苅田町では開設の経験がないため、円滑な運営実践に課題が残ります。

【推進方針】 災害ボランティアセンター開設訓練または図上訓練などシミュレーションによる訓練を行っていきます。また、県の研修などで他市の運営事例を学んでいきます。

04 04 01 自治会活動の活発化

【脆弱性評価】 避難や復旧にあたっては、共助が重要であり、地域活動の母体である自治会への加入と地域住民との良好な関係の構築が重要となってきます。しかし、自治会に加入しない世帯も増えてきているので、災害時の地域での支え合いが不十分になる恐れがあります。

【推進方針】 地域の活力や支え合いの力が低下しないよう、平時から自治会活動の重要性の啓発を行っていき、自治会に加入する世帯の増加をめざします。

04 04 03 産学官連携の推進

【脆弱性評価】 苅田町は、西日本工業大と連携協力に関する協定を締結しており、防災及び大規模災害時の避難拠点に関することをはじめ、産学官に関する事等について連携することになっています。本町では、学生を対象とした防災の関わる研修などの実施と実習支援を行っています。

【推進方針】 産学官がそれぞれの特性・技術を活かし、より具体的かつ継続的な防災支援に関する業務について検討していきます。

04 05 02 地域防災力の向上

【脆弱性評価】 多くの地区で自主防災組織が設置されていますが、未設置の地区が残っています。
各自主防災組織に福岡県からの防災士養成講座の情報を提供していき、防災の知識を学び、地域での防災活動のリーダーになってもらうことをめざしています。

【推進方針】 町内全域に自主防災組織が設置されるとともに、防災士資格の取得希望者を増加させていき、地域の防災力の向上をめざしていきます。

05 02 06 災害に強い土地・家屋の利用推進

【脆弱性評価】 土地や家屋の危険度判定は、町職員の判定士、その他技術職、税務課職員等が担当しています。数多くの被害が出た場合には、調査員が不足し、町民や事業者の復興復旧が遅れる恐れがあります。

【推進方針】 町職員の経験者活用と判定士資格取得を進め、判定士及び調査員確保による迅速な調査終了体制構築を検討していきます。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

01 02 04 文化財の保護と活用

【脆弱性評価】 松山城跡、古墳の石室等は、地震と豪雨災害により崩壊の危険性があります。また、一部崩壊している松山城跡及び古墳の石室の応急修理を実施していきます。

【推進方針】 応急修理の完了後には、今後の整備方針を決定するための調査を行っていきます。これにより、見学者の安全と史跡の保護を両立できるように進めていきます。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

04 05 04 災害時支援力・対応力の向上

【脆弱性評価】 応急仮設住宅の建設候補地は、現在未定です。

【推進方針】 迅速な復旧復興のために、応急仮設住宅の建設候補地の選定を進めていきます。

第4章 計画の推進及び進捗管理

4-1 計画の推進及び進捗管理

本計画に位置づけられた取組みは、本町全体の強靱化に関するものであり、特に「地域防災計画」と整合性が保たれながら、総合的かつ効果的な防災・減災対策に資することができ、総合計画や分野別計画と連携し、計画的かつ着実に取組みを推進していきます。

また、本計画の進行管理は、毎年度PDCAサイクルにより、KPI（重要業績指標）や各取組みの進捗状況を踏まえながら検証を行います。なお、進行管理にあたっては、本町が導入している行政評価の仕組みと連動して住民への説明責任を果たします。

	国土強靱化地域計画	総合計画
Plan（計画）	<ul style="list-style-type: none"> ① リスクシナリオ単位での推進方針の設定 ② 実施計画でめざすべきKPI（重要業績指標）の現状値と目標値を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 施策体系に基づく政策展開 ※施策体系及び成果指標に国土強靱化地域計画の該当リスクシナリオを記載 ② 事務事業の活動・成果指標を国土強靱化地域計画の実施計画事業のKPIと連動
Do（実施）	事務事業単位での進行管理	
Check（評価）	<ul style="list-style-type: none"> ① リスクシナリオの脆弱性の状況と推進方針の進捗を確認 ② 実施計画のKPI（重要業績指標）を「把握」「公開（説明責任）」 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の成果指標公開（まちづくり報告書）及び主要施策成果報告書において、国土強靱化地域計画のKPIであることを表示
Act（改善）	<ul style="list-style-type: none"> ① 評価結果を踏まえてリスクシナリオの脆弱性評価と推進方針を加除、見直し ② 評価結果を踏まえた実施計画事業の進め方見直し、事業の追加、削除の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 当初予算説明書の事務事業の活動・成果指標の目標値と連動

4-2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、適宜見直しを検討します。

苅田町国土強靱化地域計画

<第1版>

令和3年2月

発行 苅田町
<https://www.town.kanda.lg.jp/>
企画・編集 防災・地域振興課

〒800-0352
福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19-1
TEL 093-434-1111
FAX 093-436-3014